

都道府県・指定都市・中核市  
動物愛護管理主管部（局）長 殿

環境省自然環境局総務課長 （公印省略）

「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン  
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」の策定について（周知）

日頃より動物愛護管理行政の推進に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、高齢化や核家族化といった社会の変化に伴い、ペットを家族の一員として飼育する家庭が増加している一方、ペットの飼育に絡んだ様々な問題が生じています。中でも飼い主、動物、周辺環境に大きな影響を与える不適切な多頭飼育に起因する問題（以下、「多頭飼育問題」という。）が、地方公共団体における動物の殺処分削減の取組を大きく妨げている状況にあります。

令和元年度の動物愛護管理法改正では、多頭飼育問題への一層の対応の強化を図る観点等から、犬又は猫のみだりな繁殖を防止するための繁殖制限措置がその所有者に義務づけられたほか、公衆衛生、福祉等に関する業務を担当する地方公共団体の部局、民間団体との連携の強化に関する事項及び地域における、犬、猫等の動物の適切な管理等に関する事項が新たに規定され、昨年6月に施行されたところです。

多頭飼育問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立による生活困窮等の問題があり、社会福祉的な支援を必要とする飼い主が多いこと、再発リスクが高く、根本的な解決のためには動物への対処のみならず飼い主に働きかける必要があること等から、今般、「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」を策定しました。

本ガイドラインでは、多頭飼育問題への円滑な対応のため、社会福祉部局、動物愛護管理部局をはじめとする多様な関係主体が連携・協働し、多頭飼育問題の予防と解決に向けて取組を進めるための基本的な考え方、留意点、対応事例等を整理しています。つきましては、本ガイドラインについて、関係機関、関係団体等に周知を図るとともに、日頃から動物愛護管理部局、社会福祉部局間で情報交換を行える体制を構築する等により、多様な主体との連携による、地域ごと、事案ごとの実情に応じた多頭飼育対策の実施に向け、参考として御活用いただく

ようお願いいたします。また、都道府県におかれては貴管下の市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）の動物関係部局にもお知らせ下さいますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、別添のとおり、都道府県及び市町村の社会福祉主管部局にも周知しておりますので申し添えます。

（別紙）

- ・ 「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン  
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」（概要版）

（参考）

- ・ 「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン  
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」（令和3年3月）  
[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/r0303a.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0303a.html)

環自総発第2103265号  
子保発0326第2号  
子家発0326第5号  
子母発0326第1号  
社援地発0326第1号  
社援保発0326第1号  
障障発0326第1号  
障精発0326第1号  
老認発0326第1号  
令和3年3月26日

都道府県・指定都市・中核市	保育主管部（局）長	}	殿
都道府県・指定都市・中核市	児童福祉主管部（局）長		
都道府県・指定都市・中核市	母子保健主管部（局）長		
都道府県・指定都市・中核市	民生主管部（局）長		
都道府県・指定都市・中核市	障害保健福祉主管部（局）長		
都道府県・指定都市・中核市	介護保険主管部（局）長		

環境省自然環境局総務課長	(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局保育課長	(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長	(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長	(公印省略)
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長	(公印省略)
厚生労働省社会・援護局保護課長	(公印省略)
厚生労働省庁社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長	(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長	(公印省略)
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長	(公印省略)

「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン  
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」の策定について（周知）

日頃より社会福祉行政及び動物愛護管理行政の推進に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、高齢化や核家族化といった社会の変化に伴い、ペットを家族の一員として飼育する家庭が増加している一方、ペットの飼育に絡んだ様々な問題が生じています。中でも飼い主、動物、周辺環境に大きな影響を与える不適切な多頭飼育に起因する問題（以下、「多頭飼育問題」という。）が、地方公共団体に

における動物の殺処分削減の取組を大きく妨げている状況にあります。

令和元年度の動物愛護管理法改正では、多頭飼育問題への一層の対応の強化を図る観点等から、犬又は猫のみだりな繁殖を防止するための繁殖制限措置がその所有者に義務づけられたほか、公衆衛生、福祉等に関する業務を担当する地方公共団体の部局、民間団体との連携の強化に関する事項及び地域における、犬、猫等の動物の適切な管理等に関する事項が新たに規定され、昨年6月に施行されたところです。

多頭飼育問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立による生活困窮等の問題があり、社会福祉的な支援を必要とする飼い主が多いこと、再発リスクが高く、根本的な解決のためには動物への対処のみならず飼い主に働きかける必要があること等から、今般、「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」を策定しました。

本ガイドラインでは、多頭飼育問題への円滑な対応のため、社会福祉部局、動物愛護管理部局をはじめとする多様な関係主体が連携・協働し、多頭飼育問題の予防と解決に向けて取組を進めるための基本的な考え方、留意点、対応事例等を整理しています。つきましては、本ガイドラインについて、関係機関、関係団体等に周知を図るとともに、日頃から動物愛護管理部局、社会福祉部局間で情報交換を行える体制を構築する等、多様な主体との連携による、地域ごと、事案ごとの実情に応じた多頭飼育対策の実施に向け、動物愛護管理部局に御協力いただく際の参考として御活用いただくようお願いいたします。

併せて、都道府県社会福祉部局におかれましては、貴局管内の市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）の関係部局に周知するとともに、社会福祉関係者へ周知するよう依頼願います。また、各都道府県の地域福祉支援計画及び市町村の地域福祉計画の策定及び見直しの際にも参照していただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドライン策定に係る通知は、環境省より都道府県・指定都市・中核市の動物愛護管理主管部局に送付しております。

(別紙)

- ・ 「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン  
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」(概要版)

(参考)

- ・ 「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン  
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」(令和3年3月)  
[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/r0303a.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0303a.html)

# 人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン（概要）

～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～

## ○ガイドラインのねらい

これまで「動物の問題」としてとらえられがちであった多頭飼育問題は、動物の飼育状況の悪化だけでなく、飼い主の生活の質の低下や、悪臭や衛生問題といった近隣への迷惑をもたらす、人と地域の問題まで含めた広がりを持っています。その背景には生活困窮や社会的な孤立等があり、社会福祉的支援が必要な飼い主が多いこと、飼い主から強制的に動物を取り上げることが難しいこと、さらに再発リスクが非常に高いこと、そして根本的な解決のためには飼い主に働きかける必要があることから、「人の問題」と「動物の問題」として別々に対応するのではなく、関係者が連携して対応することが重要です。

本ガイドラインでは、社会福祉部局、動物愛護管理部局をはじめとする多様な関係主体が連携・協働し、多頭飼育問題の予防と解決に向けて取組を進めるための考え方、対策等を整理しました。

**対象**：主に多頭飼育問題を抱えている一般の飼い主（動物取扱業者を除く）

**使用者**：主として都道府県、政令指定都市、中核市の動物愛護管理部局、一般市町村を含む社会福祉部局、生活衛生部局、住宅部局等の職員。飼い主の生活と関係の深い民生委員、社会福祉事業者、動物愛護推進員、動物病院、動物愛護ボランティア等にも活用いただける内容としています。

## ○ガイドラインの内容

### 第1章 多頭飼育問題とは

#### 1. 多頭飼育問題の3つの影響

**多頭飼育問題**：多数の動物を飼育しているなかで、適切な飼育管理ができないことにより、3つの影響（①飼い主の生活状況の悪化、②動物の状態の悪化、③周辺的生活環境の悪化）が生じている状況。

**多頭飼育問題の解決**：3つの影響が改善され、かつ、飼い主が多頭飼育問題を再び生じさせることなくその地域において生活を維持している状態。

#### 2. 対策の3つの観点

多頭飼育問題の予防と解決のためには3つの観点（①飼い主の生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺的生活環境の改善）が必要。また、根本的な解決は難しく、再発しやすいことから、問題の解決には対症療法的な対応だけでなく、根本的な原因に対し継続的に働きかけることが重要。

#### 多頭飼育問題の3つの影響

飼い主の生活状況の悪化  
動物の状態の悪化  
周辺的生活環境の悪化



#### 対策の3つの観点

飼い主の生活支援  
動物の飼育状況の改善  
周辺的生活環境の改善

#### 3. わが国における多頭飼育問題の現状

125 地方自治体動物愛護管理部局に対して実施した令和元年度社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート結果から抽出された現状と課題について解説。

#### 4. 多頭飼育問題が生じる社会的背景—生活困窮と悪循環のおそれ

就労困難、失業による収入減少、疾病、障害等による心身の健康喪失、ライフステージの変化等による生活困窮により生じる様々な問題の一つが多頭飼育問題。

#### 5. 発生構造—行われぬ繁殖制限

多頭飼育問題は、飼い主が適切な繁殖制限措置を施さずに動物を飼育し続けること等により発生。動物側の要因（動物の高い繁殖能力）と飼い主側の要因（経済的困窮や適切な判断力の不足）が存在。適切な繁殖制限措置の必要性について、飼い主に効果的に伝えることが重要。

### 第2章 多頭飼育問題への対応

#### 1. 官民を超えた多様な主体・関係者による連携の重要性—連携なくして解決なし

3つの観点に対して対策を講じるためには、官民を超えた多機関連携が必要。日頃から動物愛護管理部門、社会福祉部門間で情報交換を行える体制を構築することは早期発見、早期対応につながり、多頭飼育問題の深刻化を予防。各関係主体の対応のすき間に落ちることを防ぐため、関係主体が取組可能なことを持ち寄ること、対応主体の役割分担を早期に検討すること、飼い主の特質等により主導権を持つ部局を決めるといったことが重要。

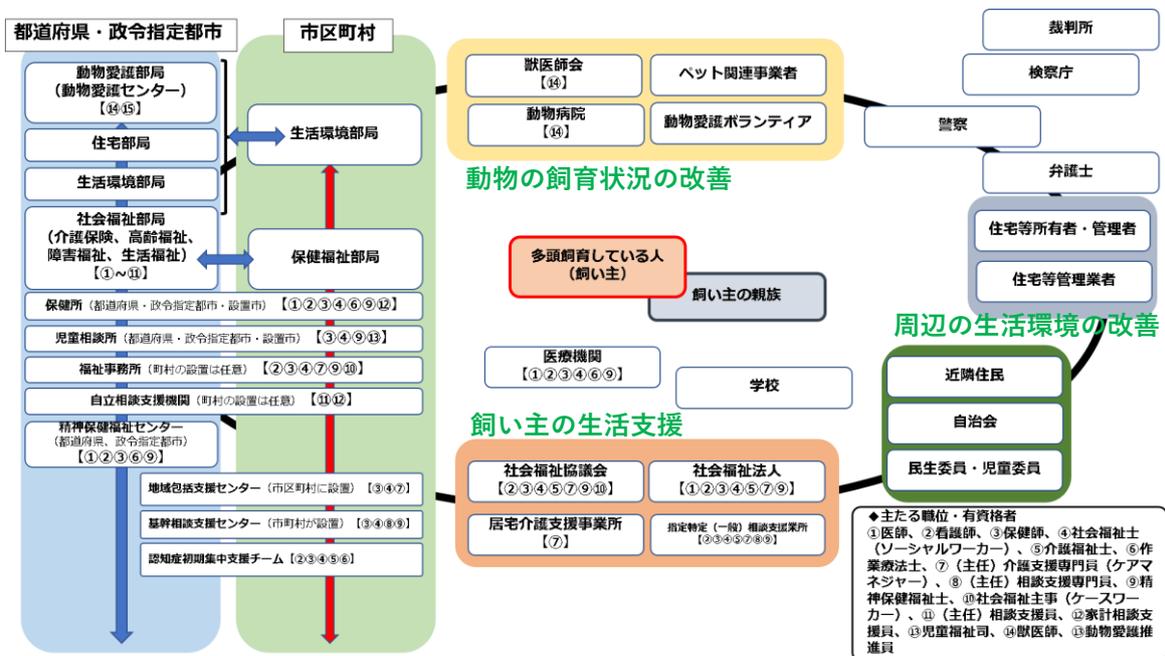


図 飼い主を取り巻く相関図（イメージ）

#### 2. 関係法令

多頭飼育問題の対応にあたり関係する法令の紹介。

#### 3. 多頭飼育問題への対応—関係者が協力して問題を解決しましょう

多頭飼育問題への対応は、時系列的に予防・発見・発見後対応・再発防止の4つに大きく分けられる。チェックシート等のツールを用いて、対応の必要性や状況の判断、関係主体の抽出を行い、連携して対応する。

#### ①予防

飼い主を含め、すべての住民を対象に、動物の飼育に必要な知識、不適切な多頭飼育に係るリスクと防止策、多頭飼育問題に気づいた場合の連絡窓口等を効果的に普及啓発する。このための教育の場を設ける。

#### ②発見

a. 多頭飼育問題に陥るリスクが高い段階、b. 多頭飼育問題の初期段階、c. 多頭飼育問題について探知、発見し、探知チェックシート(表 15)を用いて動物愛護管理局及び社会福祉部局で情報共有し、対応の必要性について検討する。

#### ③発見後対応

飼い主の努力・取組だけでは問題解決が困難で、地方自治体・関係機関等が解決に乗り出さなくてはならない段階。事案に則して状況把握チェックシート(表 16)により関係主体を抽出し、3つの観点に対して連携して対応する。対応状況を案件記録票(表 17)や、動物リスト(表 18)、動物カルテ(表 19)に記録・整理するなど、飼い主との信頼関係を構築しつつ、解決に向けた取組を進める。

#### ④再発防止

多頭飼育問題の解決後、再発しないようにするため、地域住民・地方自治体・関係機関等による見守り等、多層的なアフターフォローを行う。再発の兆しがあれば、早期発見、早期対応につなげる。

(参考) 飼い主を支える組織や金銭面の支援

- ・ 社会福祉に係る支援機関等：認知症初期集中支援チーム、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関 等
- ・ 動物の飼育状況を改善する金銭的支援：不妊去勢手術や地方自治体の引取手数料に係る助成や減免（一部の地方自治体）や動物愛護ボランティアによるこれらの支援、支援のための基金創設やふるさと納税・クラウドファンディングの活用 等
- ・ 生活環境の改善のための支援：ごみ屋敷条例やごみ撤去の支援金制度（一部の自治体） 等

### 4. 対策に当たっての留意事項

多頭飼育問の対策に当たって留意すべき、個人情報保護の取扱い、立入検査の体制、動物由来感染症の予防、飼い主とのコミュニケーションポイント、動物の引取り・譲渡に係る所有権放棄、動物取扱業者への対応について解説。

## 第3章 事例紹介

具体的な事案の対応にあたって参照できるように、過去の多様な事例を紹介。

### 1. 予防・発見に関する取組事例

予防・発見に関する取組事例として、地方自治体作成の普及啓発資料や社会福祉関係者に対する研修会、勉強会、アンケートの実施、普及啓発のための連携の取組など。

### 2. 多様な主体との連携により事態が収束した事例

多様な主体が関与して多頭飼育問題に取組み、解決に至った事例について、対応の段階ごとに実施した事項、連携した主体等をまとめ、時系列で整理。